

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号)	(第一条関係)	・ ・ ・ ・ ・	1
○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号)	(第二条関係)	・ ・ ・ ・ ・	14

○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条～第四条 （略） （高分子化合物の確認に係る届出） 第四条の二 法第三条第一項第六号の規定による確認を受けようとする者は、あらかじめ、製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、様式第十の届出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。 （低生産量新規化学物質の審査の特例に係る届出） 第四条の三 法第四条の二第一項の届出は、法第三条第一項の届出をする際に、様式第十一の届出書を様式第一の届出書に添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。 （低生産量新規化学物質の確認に係る届出） 第四条の四 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、同条第二項又は第三項の規定によりその届出に係る新規化学物質が同条第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた日（以下「通知日」という。）の属する年度（以下「通知年度」という。）に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする。	第一条～第四条 （略） （新設） （低生産量新規化学物質の審査の特例に係る届出） 第四条の二 法第四条の二第一項の届出は、法第三条第一項の届出をする際に、様式第十の届出書を様式第一の届出書に添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。 （低生産量新規化学物質の確認に係る届出） 第四条の三 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、同条第二項又は第三項の規定によりその届出に係る新規化学物質が同条第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた日（以下「通知日」という。）の属する年度（以下「通知年度」という。）に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする。

するときは、様式第十二の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならぬ。

2 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、通知年度の翌年度以降の年度に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、毎年、製造し、又は輸入しようとする年度の前年度の三月一日から同月十日までの期間に、様式第十二の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならぬ。

3・4 (略)

(低生産量新規化学物質の審査の継続)

第四条の五 法第四条の二第七項の申出は、様式第十三の申出書に同条第八項の試験の試験成績を添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。

(電子情報処理組織による届出等)

第四条の六 (略)

(電子情報処理組織による少量新規化学物質等の確認に係る申出)

第五条 第四条第一項又は第四条の二の申出を行おうとする者は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申出を行うときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を申出

するときは、様式第十一の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならぬ。

2 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、通知年度の翌年度以降の年度に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、毎年、製造し、又は輸入しようとする年度の前年度の三月一日から同月十日までの期間に、様式第十一の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならぬ。

3・4 (略)

(低生産量新規化学物質の審査の継続)

第四条の四 法第四条の二第七項の申出は、様式第十二の申出書に同条第八項の試験の試験成績を添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。

(電子情報処理組織による届出等)

第四条の五 (略)

(電子情報処理組織による少量新規化学物質の確認に係る申出)

第五条 第四条第一項の申出を行おうとする者は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申出を行うときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を申出を行おうとする

を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

一 (略)

二 第四条第一項又は第四条の二の規定により申し出るべきこととされている事項

2 (略)

(氏名等を明らかにする措置)

第七条 情報通信技術利用法第三条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子届出等様式に記録された情報に電子署名を行い、第四条の六第二項各号及び第五条第二項各号に掲げる電子証明書を当該申出と併せて送信することをいう。

(申出者コード)

第八条 第五条第一項の規定による申出を行おうとする者は、あらかじめ申出者確認コードその他必要な事項を様式第十四により記載した書面を提出することにより厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

2 (略)

3 第一項の申出を行った者は、申し出た事項に変更があつたとき又は申出者コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十五又は様式第十六によりその旨を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

様式第1 (第2条関係)

者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

一 (略)

二 第四条第一項の規定により申し出るべきこととされている事項

2 (略)

(氏名等を明らかにする措置)

第七条 情報通信技術利用法第三条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子届出等様式に記録された情報に電子署名を行い、第四条の五第二項各号及び第五条第二項各号に掲げる電子証明書を当該申出と併せて送信することをいう。

(申出者コード)

第八条 第五条第一項の規定による申出を行おうとする者は、あらかじめ申出者確認コードその他必要な事項を様式第十三により記載した書面を提出することにより厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

2 (略)

3 第一項の申出を行った者は、申し出た事項に変更があつたとき又は申出者コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十四又は様式第十五によりその旨を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

様式第1 (第2条関係)

新規化学物質製造・輸入届出書

(以下略)

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法（IUPAC 命名法）に準拠して記入すること。

3. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。

4. 届出に係る新規化学物質が法第 4 条第 1 項各号のいずれに該当するか判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。

5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の申出を行う場合には、様式第 10「低生産量新規化学物質の審査の特例申出書」を添付すること。

6. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

7. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名すること

新規化学物質製造（輸入）届出書

(以下略)

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。

3. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法（IUPAC 命名法）に準拠して記入すること。

4. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。

5. 届出に係る新規化学物質が法第 4 条第 1 項各号のいずれに該当するか判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。

6. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の申出を行う場合には、様式第 10「低生産量新規化学物質の審査の特例申出書」を添付すること。

7. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

8. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名すること

ができる。

様式第 1 の 2 (第 2 条の 2 関係)

外国における製造者等の新規化学物質製造・輸出届出書

(以下略)

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法 (IUPAC 命名法) に準拠して記入すること。
3. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。
4. 届出に係る新規化学物質が法第 5 条の 2 第 2 項において準用する法第 4 条第 1 項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。

ができる。

様式第 1 の 2 (第 2 条の 2 関係)

外国における製造者等の新規化学物質製造 (輸出) 届出書

(以下略)

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. 標題中の「製造」及び「輸出」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
3. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法 (IUPAC 命名法) に準拠して記入すること。
4. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。
5. 届出に係る新規化学物質が法第 5 条の 2 第 2 項において準用する法第 4 条第 1 項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。

5. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

様式第2～第8 (略)

様式第9 (第4条第1項関係)

少量新規化学物質製造・輸入申出書

(以下略)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 事業場の名称、所在地の欄は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名の欄に記入すること。

6. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
7. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

様式第2～第8 (略)

様式第9 (第4条第1項関係)

少量新規化学物質製造 (輸入) 申出書

(以下略)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 標題の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。

- 3 新規化学物質の名称の欄は、新規化学物質の名称を国際純正及び応用化学連合が制定した命名法 (IUPAC命名法) に準拠して記入すること。

- 4 事業場の名称、所在地の欄は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名の欄に記入すること。

- 3 参考事項の欄は、過去の実績（確認数量、実績数量）等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
- 4 申出事項については、参考となるべき書類を添付することが出来る。
- 5 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。
- 6 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

（以下略）

- 5 参考事項の欄は、過去の実績（確認数量、実績数量）等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
- 6 申出事項については、参考となるべき書類を添付することが出来る。
- 7 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。
- 8 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

（以下略）

様式第10（第4条の2関係）

法第三条第一項第六号に係る高分子化合物製造・輸入
申出書

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式 （不明の場合はその製法の概略）	

（新設）

3. 新規化学物質の数平均分子量	
4. 新規化学物質の重量平均分子量	
5. 新規化学物質のモル比	
6. 新規化学物質の重量比	
7. 新規化学物質の外観	
8. 新規化学物質の用途	
9. 新規化学物質の純度及び不純物	
10. その他参考となるべき事項	

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2. 別紙として以下の書類を添付すること。

(1) 試験サンプルの純度、不純物及びその含有量

(2) 試験サンプルの構成単量体の名称、官報公示番号等、

モル比、重量比

(3) 物理化学的安定性試験結果、酸・アルカリ溶解性試験結果

(4) 水・有機溶媒溶解性試験結果

(5) 分子量分布、分子1000未満成分の含有量等

(6) 懸念官能基の有無

3. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

4. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名する事ができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第6号の確認を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の2の規定により、次のとおり申し出ます。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつ

ては、その代表者の氏名 (印)

住 所

厚生労働大臣

経済産業大臣 豊

環境大臣

様式第 1 1 (第 4 条の 3 関係)

低生産量新規化学物質の審査の特例申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 (印)
住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の判定を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 4 条の 3 の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

(以下略)

様式第 1 2 (第 4 条の 4 第 1 項及び第 2 項関係)

様式第 1 0 (第 4 条の 2 関係)

低生産量新規化学物質の審査の特例申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 (印)
住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の判定を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 4 条の 2 の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

(以下略)

様式第 1 1 (第 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項関係)

低生産量新規化学物質製造・輸入申出書

(以下略)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2. 新規化学物質の名称の欄は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 3 条第 1 項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
3. 参考事項の欄は、過去の実績（確認数量、実績数量）等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
4. 申出事項については、参考となるべき書類を添付することが出来る。
5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条の 2 第 4 項の確認を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 4 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により上記のとおり申し出ます。

低生産量新規化学物質製造（輸入）申出書

(以下略)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2. 標題の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
3. 新規化学物質の名称の欄は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 3 条第 1 項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
4. 参考事項の欄は、過去の実績（確認数量、実績数量）等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
5. 申出事項については、参考となるべき書類を添付することが出来る。
6. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。
7. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条の 2 第 4 項の確認を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 4 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により上記のとおり申し出ます。

(以下略)

(以下略)

様式第13 (第4条の5関係)

低生産量新規化学物質継続審査申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつ

ては、その代表者の氏名 (印)

住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2
第7項の判定を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入
に係る届出等に関する省令第4条の5の規定により、次のと
おり申し出ます。

新規化学物質の名称

(以下略)

様式第12 (第4条の4関係)

低生産量新規化学物質継続審査申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつ

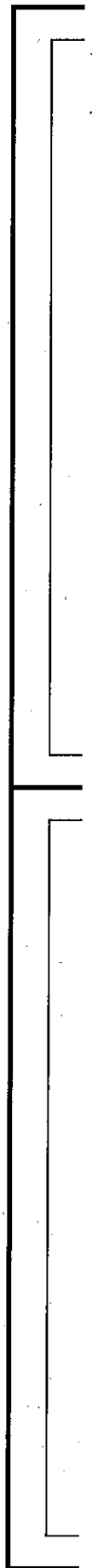
ては、その代表者の氏名 (印)

住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2
第7項の判定を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入
に係る届出等に関する省令第4条の4の規定により、次のと
おり申し出ます。

新規化学物質の名称

(以下略)



○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第二号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
第一条・第二条（略） （外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出） 第二条の二 法第七条第一項の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第一の二の届出書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。 一 六 （略） 第三条 法第三条第一項第四号の規定による確認を受けようとする者は、あらかじめ、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式による申出書及び同表の下欄に掲げる確認書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。			第一条・第二条（略） （外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出） 第二条の二 法第五条の二第一項の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第一の二の届出書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。 一 六 （略） 第三条 法第三条第一項第四号の規定による確認を受けようとする者は、あらかじめ、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式による申出書及び同表の下欄に掲げる確認書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。		
一 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号。以下「令」という。） 第三条第一項第一号	様式第二	様式第三	一 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号。以下「令」という。） 第二条第一項第一号	様式第二	様式第三
二 令第三条第一項第二号	様式第四	様式第五	二 令第二条第一項第二号	様式第四	様式第五

第三条の二 (略)

(少量新規化学物質の確認に係る申出)

第四条 (略)

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げるその製造予定数量又は輸入予定数量について、法第三条第一項第五号の確認をしてはならない。

一 (略)

二 一の新規化学物質に係る前項第一号及び第二号の期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量(法第五条第四項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。以下この項において同じ。)が一トンを超える場合 当該新規化学物質に係る前項第二号の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

三・四 (略)

第四条の二 (略)

(低生産量新規化学物質の審査の特例に係る申出)

第四条の三 法第五条第一項の申出は、法第三条第一項の届出をする際に、様式第十一の申出書を様式第一の届出書に添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによ

第三条の二 (略)

(少量新規化学物質の確認に係る申出)

第四条 (略)

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げるその製造予定数量又は輸入予定数量について、法第三条第一項第五号の確認をしてはならない。

一 (略)

二 一の新規化学物質に係る前項第一号及び第二号の期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量(法第四条の二第四項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。以下この項において同じ。)が一トンを超える場合 当該新規化学物質に係る前項第二号の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

三・四 (略)

第四条の二 (略)

(低生産量新規化学物質の審査の特例に係る申出)

第四条の三 法第四条の二第一項の申出は、法第三条第一項の届出をする際に、様式第十一の申出書を様式第一の届出書に添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出すること

つて行うものとする。

(低生産量新規化学物質の確認に係る申出)

第四条の四 法第五条第四項の確認を受けようとする者は、同条第二項又は第三項の規定によりその申出に係る新規化学物質が同条第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた日(以下「通知日」という。)の属する年度(以下「通知年度」という。)に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、様式第十二の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならぬ。

2 法第五条第四項の確認を受けようとする者は、通知年度の翌年度以降の年度に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、毎年、製造し、又は輸入しようとする年度の前年度の三月一日から同月十日までの期間に、様式第十二の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならぬ。

3 (略)

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げるその製造予定数量又は輸入予定数量について、法第五条第四項の確認をしてはならない。

一 三 (略)

(低生産量新規化学物質の審査の継続)

第四条の五 法第五条第七項の申出は、様式第十三の申出書に同

によつて行うものとする。

(低生産量新規化学物質の確認に係る申出)

第四条の四 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、同条第二項又は第三項の規定によりその申出に係る新規化学物質が同条第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた日(以下「通知日」という。)の属する年度(以下「通知年度」という。)に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、様式第十二の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならぬ。

2 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、通知年度の翌年度以降の年度に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、毎年、製造し、又は輸入しようとする年度の前年度の三月一日から同月十日までの期間に、様式第十二の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならぬ。

3 (略)

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げるその製造予定数量又は輸入予定数量について、法第四条の二第四項の確認をしてはならない。

一 三 (略)

(低生産量新規化学物質の審査の継続)

第四条の五 法第四条の二第七項の申出は、様式第十三の申出書

条第八項の試験の試験成績を添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。

(電子情報処理組織による届出等)

第四条の六 法第三条第一項の届出、法第五条第一項及び第七項の申出、第三条の申出並びに第三条の二の報告(以下「届出等」という。)を行おうとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により電子情報処理組織(厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

2 (略)

第五条(略)

に同条第八項の試験の試験成績を添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。

(電子情報処理組織による届出等)

第四条の六 法第三条第一項の届出、法第四条の二第一項及び第七項の申出、第三条の申出並びに第三条の二の報告(以下「届出等」という。)を行おうとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により電子情報処理組織(厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

2 (略)

第五条(略)

様式第 1 (第 2 条関係)

新規化学物質製造・輸入届出書

(以下略)

備考

(以下略)

4. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 5 条第 1 項の申出を行う場合には、様式第 10 「低生産量新規化学物質の審査の特例申出書」を添付すること。
(以下略)

様式第 1 (第 2 条関係)

新規化学物質製造・輸入届出書

(以下略)

備考

(以下略)

4. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の申出を行う場合には、様式第 10 「低生産量新規化学物質の審査の特例申出書」を添付すること。
(以下略)

様式第 1 の 2 (第 2 条の 2 関係)

外国における製造者等の新規化学物質製造 (輸出) 届出書

(以下略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 2 条の 2 の規定に基づき次のとおり届け出ます。

様式第 1 の 2 (第 2 条の 2 関係)

外国における製造者等の新規化学物質製造 (輸出) 届出書

(以下略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 5 条の 2 第 1 項の規定により、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 2 条の 2 の規定に基づき次のとおり届け出ます。

(以下略)

備考

(以下略)

5. 届出に係る新規化学物質が法第7条第2項において準用する法第4条第1項各号のいずれに該当するか¹の判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。

(以下略)

様式第2～第7 (略)

様式第8 (第3条の2関係)

(以下略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

〔第3条第1項第1号〕

〔第3条第1項第2号〕

〔第3条第1項第3号〕

に該当する場合の新規化学物質

の取扱いについて、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の2の規定により、次のとおり報告します。

(以下略)

(以下略)

備考

(以下略)

5. 届出に係る新規化学物質が法第5条の2第2項において準用する法第4条第1項各号のいずれに該当するか¹の判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。

(以下略)

様式第2～第7 (略)

様式第8 (第3条の2関係)

(以下略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

〔第2条第1項第1号〕

〔第2条第1項第2号〕

〔第2条第1項第3号〕

に該当する場合の新規化学物質

の取扱いについて、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の2の規定により、次のとおり報告します。

(以下略)

4. 新規化学物質の使用した者における使用実績数量 (<u>令第3条第1項第3号</u> の場合にあつては、輸出先毎の輸出実績数量)	
---	--

(以下略)

様式第9・第10 (略)

様式第11 (第4条の3関係)

(以下略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条第1項の判定を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の3の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考
(以下略)

4. 新規化学物質の使用した者における使用実績数量 (<u>令第2条第1項第3号</u> の場合にあつては、輸出先毎の輸出実績数量)	
---	--

(以下略)

様式第9・第10 (略)

様式第11 (第4条の3関係)

(以下略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第1項の判定を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の3の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考
(以下略)

3. 申出に係る新規化学物質が法第5条第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。

(以下略)

様式第12 (第4条の4第1項及び第2項関係)

低生産量新規化学物質製造・輸入申出書

(以下略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条第4項の確認を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の4第1項又は第2項の規定により上記のとおり申し出ます。

(以下略)

様式第13 (第4条の5関係)

3. 申出に係る新規化学物質が法第4条の2第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。

(以下略)

様式第12 (第4条の4第1項及び第2項関係)

低生産量新規化学物質製造・輸入申出書

(以下略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第4項の確認を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の4第1項又は第2項の規定により上記のとおり申し出ます。

(以下略)

様式第13 (第4条の5関係)

低生産量新規化学物質継続審査申出書

(以下略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条第7項の判定を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の5の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

(以下略)

3. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条第7項の判定に必要な試験の試験成績を添付すること。ただし、当該試験成績は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。

(以下略)

様式第14～第16 (略)

低生産量新規化学物質継続審査申出書

(以下略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第7項の判定を受けたので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の5の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

(以下略)

3. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第7項の判定に必要な試験の試験成績を添付すること。ただし、当該試験成績は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。

(以下略)

様式第14～第16 (略)